

緑化樹木養成・払出実態調査要領

1 目 的

この調査は、道内における緑化樹木の生産動向の実態を把握し、生産指導並びに需給の円滑化の基礎資料として資することを目的とします。

2 調査内容

道内の緑化樹木生産者の個別情報収集及び緑化樹木生産者の樹種別・規格別緑化樹木養成・払出数量の把握・集計を行います。

(1) 調査対象者

個人、法人、官公庁を問わず緑化樹木の生産、販売事業を営むすべての者としします。

(2) 調査対象緑化樹木

環境緑化事業に用いる樹木であって、通常「緑化樹」、「庭園木」、「花木」等と称されるもの、及び林業用苗木として養成されたもののうち、緑化樹木用に転用を見込んでいる全種の樹木とします。

ただし、「鉢物」、「盆栽」、「生花材料採取木」、「草花」、「趣味栽培用」は調査の対象としません。

(3) 調査時点または対象期間

ア 調査時点

養成・払出数量の調査時点は、調査年度中の1月1日を調査時点とします。

イ 対象期間

払出数量については調査時点前日からさかのぼる1年間（前年の1月1日～12月31日）を対象期間とします。

(4) 調査数量

ア 養成

養成数量は調査時点における緑化樹木の保有数とします。

イ 払出

払出数量は対象期間内に払出した緑化樹木の数量としますが、当該期間内で購入して払出しをしたものは除きます。

3 調査票の記入方法

別に定める「緑化樹木養成・払出実態調査票の記入方法」によります。